

財団法人 高知県救急医療情報センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人高知県救急医療情報センター（以下「法人」という。）という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を高知市丸ノ内1丁目7番45号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広く救急医療情報の適確な収集及び提供を行うことにより、円滑、迅速な、救急医療の確保を図り、もって県民医療の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 救急医療情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 救急医療情報システムの整備に関する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 公共団体その他からの補助金、交付金及び寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は基本財産及び運用財産の2種類とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2. 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2. 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、高知県知事に報告しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事 10人以内(会長、理事長、専務理事を含む)
- (4) 監事 2人

2. この法人に、会長を置くことができる。

3. 会長及び理事長は、理事会において選任する。

4. 専務理事は、理事会の同意を得て、理事長が任命する。

5. 理事及び監事は、理事会において選任する。

6. 理事及び監事は、これを相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 専務理事は、理事長の命を受け、この法人の日常の業務を処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により任命された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 16 条 役員は、特別の事情のある場合には、その任期中であっても、理事の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときには、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 17 条 役員は、理事会で定めるところにより、有給とすることができる。

(事務局及び職員)

第 18 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 事務局職員は、理事長が任命する。
3. 事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 19 条 理事会は、会長、理事長及びその他の理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 20 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会の開催)

第 21 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上から、会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 22 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合には、請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第24条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(理事会の議決)

第25条 理事会の議決は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条の第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、理事会に出席した理事のうちから、理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ高知県知事の認可を得なければ解散することができない。

2. 解散のときに存するこの法人の残余財産は、理事会において、理事の4分の3以

上の同意を得、かつ高知県知事の許可を得て、地方公共団体又は、この法人と類似の目的を有する他の法人に寄附するものとする。

3. 法人を解散したときは、理事が清算人となる。

第7章 雑 則

(委 任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、第10条の規定にかかわらず高知県知事の設定許可のあった日から施行する。
2. この法人の当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は昭和57年3月31日までとする。
3. この法人の設立初年度及び次年度以降の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず別紙事業計画及び収支予算書のとおりとする。
4. この法人の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設定許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。